

定 款

社会福祉法人
北海道療育園

社会福祉法人 北海道療育園 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつその生命と人権が守られ、心身ともに健やかに育成されるとともに、医療、保健、その他関連施策との有機的な連携をはかりながら、その環境、年齢及び心身の状況に応じて、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 障害児通所支援事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業
- (ヘ) 居宅介護事業、重度訪問介護事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人北海道療育園という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、経済的に困窮する者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を北海道旭川市春光台 4 条 10 丁目に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 11 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任・解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他の評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 評議員会の議事は、第 1 項の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第15条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 この法人に会計監査人を置く。

（副理事長、専務理事及び常務理事）

第16条 理事のうち1名を副理事長、1名を専務理事とし、1名を常務理事とすることができる。

- 2 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の意見を聞いたのち、理事長が委嘱する。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事の職務は、理事会において定める。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告書を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、または理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事または監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(名誉顧問・顧問・名誉理事長・名誉理事)

第25条 この法人に名誉顧問・顧問・名誉理事長・名誉理事を置くことができる。

2 名誉顧問・顧問・名誉理事長・名誉理事は、理事長の推薦により、理事会で推戴する。

3 名誉顧問・顧問・名誉理事長・名誉理事は、本法人に関し、法律上の責任は負わない。

4 名誉顧問・顧問・名誉理事長・名誉理事に、本法人の運営につき助言を求めることができる。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議事は、前項の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 旭川市春光台4条10丁目1番地3、5755番地2、1番地7、1番地4、1番地6所在の鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根、平家建一部2階建北海道療育園病院院舎6棟（延面積 6,785.08 m²）
- (2) 旭川市春光台4条10丁目1番2所在の病院敷地1筆（5,277.90 m²）
- (3) 旭川市春光台4条10丁目1番3所在の病院敷地1筆（7,792.99 m²）
- (4) 旭川市春光台4条10丁目1番7所在の病院敷地1筆（1,609.50 m²）
- (5) 旭川市春光台4条10丁目5755番2所在の病院敷地1筆
(6,999.00 m²)

- (6) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建調理場 1 棟 (延面積 385.70 m²)
- (7) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番地 3、5755 番地 2、1 番地 7、1 番地 4、1 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建北海道療育園看護婦宿舎 1 棟 (延面積 1,020.87 m²)
- (8) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番 4 所在の病院敷地 1 筆 (3,680.10 m²)
- (9) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番地 2、1 番地 5、所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 2 棟 (延面積 1,908.10 m²)
- (10) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番地 4、1 番地 1、1 番地 2、1 番地 5、1 番地 7、1 番地 12 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建北海道療育園診療所 2 棟 (延面積 2,396.87 m²)
- (11) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番 1 所在の病院敷地 1 筆 (659.80 m²)
- (12) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番 5 所在の病院敷地 1 筆 (1,511.25 m²)
- (13) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番 6 所在の病院敷地 1 筆 (596.11 m²)
- (14) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 1 番 12 所在の病院敷地 1 筆 (4,793.31 m²)
- (15) 旭川市春光台 3 条 10 丁目 5275 番 1 の原野 1 筆 (4,435 m²)
- (16) 旭川市春光台 3 条 10 丁目 5275 番地 1 家屋番号 5275 番 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム (延面積 643.43 m²)
- (17) 旭川市春光台 2 条 6 丁目 4 番 2 所在の敷地 1 筆 (396.7 m²)
- (18) 旭川市春光台 2 条 6 丁目 4 番地 2 家屋番号 4 番 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建作業場・店舗 (延面積 165.24 m²)
- (19) 網走郡美幌町字美富 9 番 1 所在の病院敷地 1 筆 (42,711 m²)
- (20) 網走郡美幌町字美富 9 番 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建病院 (延面積 7,980.20 m²)
- (21) 網走郡美幌町字美富 9 番 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建工場 (延面積 575.90 m²)
- (22) 網走郡美幌町字美富 9 番 1 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建共同住宅 (延面積 244.05 m²)
- (23) 滝川市滝の川町西 7 丁目 927-18 の宅地 1 筆 (土地面積 2,224.71 m²)
- (24) 滝川市滝の川町西 7 丁目 927 番地 18 家屋番号 927 番 18 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建養護所 (延面積 452.14 m²)
- (25) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 5756 番地 1 家屋番号 5756 番 1 所在の鉄筋コンクリート・木造樹脂シート・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建養護所 1 棟 (延面積 5,333.35 m²)
- (26) 旭川市春光台 4 条 10 丁目 5756 番地 1 符合 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建作業所 1 棟 (延面積 294.59 m²)
- (27) 網走郡美幌町字新町 1 丁目 7 番 18 の宅地 1 筆 (土地面積 1,375.12 m²)
- (28) 網走郡美幌町字新町 1 丁目 7 番 18 の 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム 1 棟 (延面積 182.51 m²)

- (29) 網走郡美幌町字新町1丁目7番18の2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム1棟 (延面積182.51㎡)
- (30) 旭川市春光台1条6丁目3番3の宅地1筆 (土地面積534.10㎡)
- (31) 旭川市春光台1条6丁目3番4の宅地1筆 (土地面積790.58㎡)
- (32) 旭川市春光台1条6丁目3番地3、3番地4家屋番号3番3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム1棟 (延面積144.91㎡)
- (33) 旭川市春光台1条6丁目3番地4家屋番号3番4所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム1棟 (延面積160.50㎡)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 補装具事業
- (3) 基幹相談支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解 散

(解 散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第 9 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人北海道療育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附 則)

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事(設立代表者・理事長)	萩原俊子
理事(専務理事)	横山英志
理事(常務理事)	渡辺仁胤
理事	山室剛
理事	河原修
理事	沼崎猛
理事	小川蔵
監事	保坂正美
監事	高野代子